

介護保険制度

【財源構成】

国	25%
都道府県	12.5%
市町村	12.5%
1号保険料	22%
2号保険料	28%

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1～2）

介護予防・日常生活支援総合事業（事業対象者・要支援1・要支援2）

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 生活支援サービス（配食等）
 - ・ 介護予防ケアマネジメント
- 一般介護予防事業
 - ・ 介護予防把握事業
 - ・ 介護予防普及啓発事業
 - ・ 地域介護予防活動支援事業
 - ・ 一般介護予防事業評価事業
 - ・ 地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業

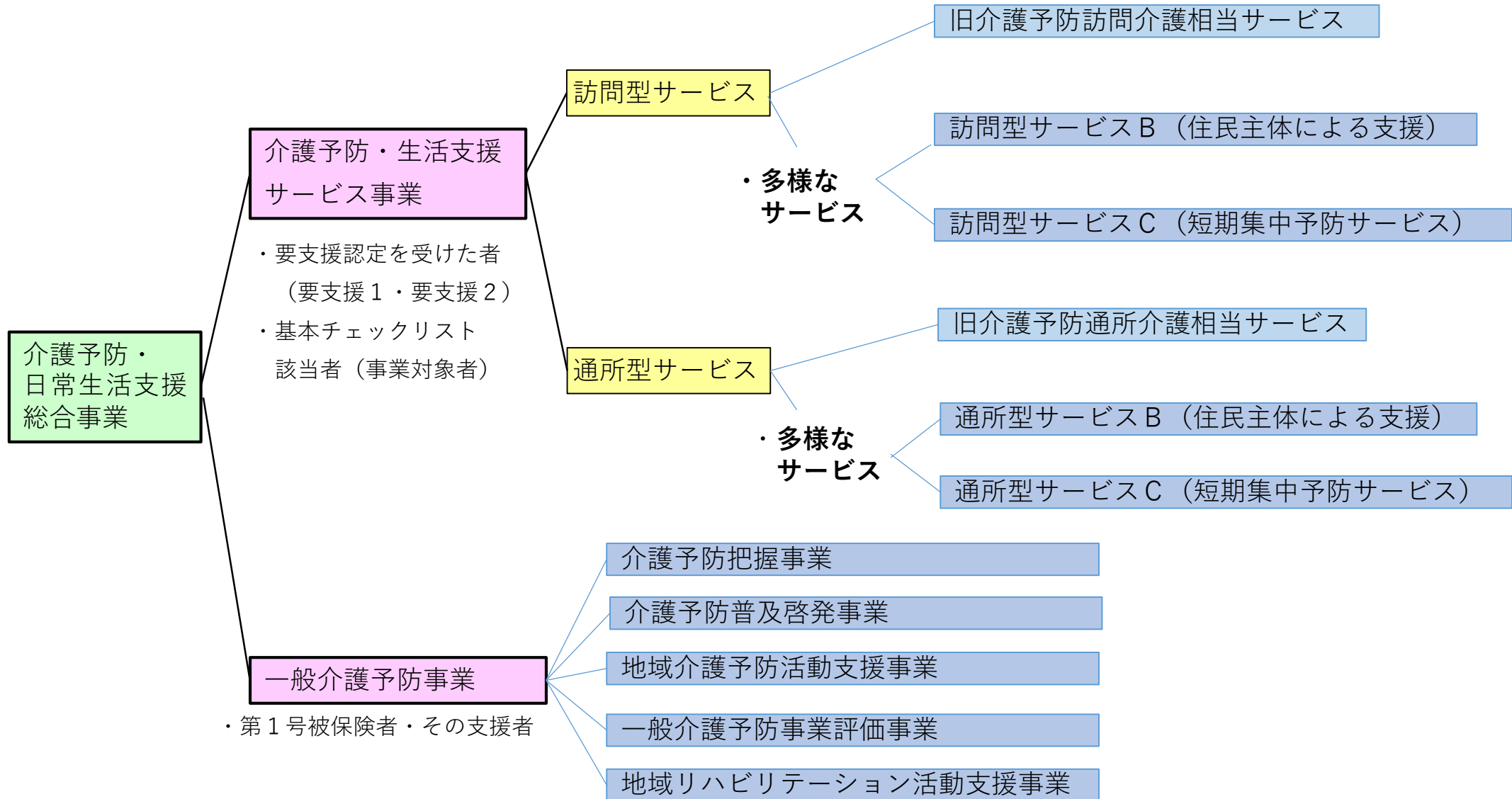
- 地域包括支援センターの運営
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業（コーディネーターの配置、協議体の設置等）
- 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等）
- 地域ケア会議推進事業

任意事業

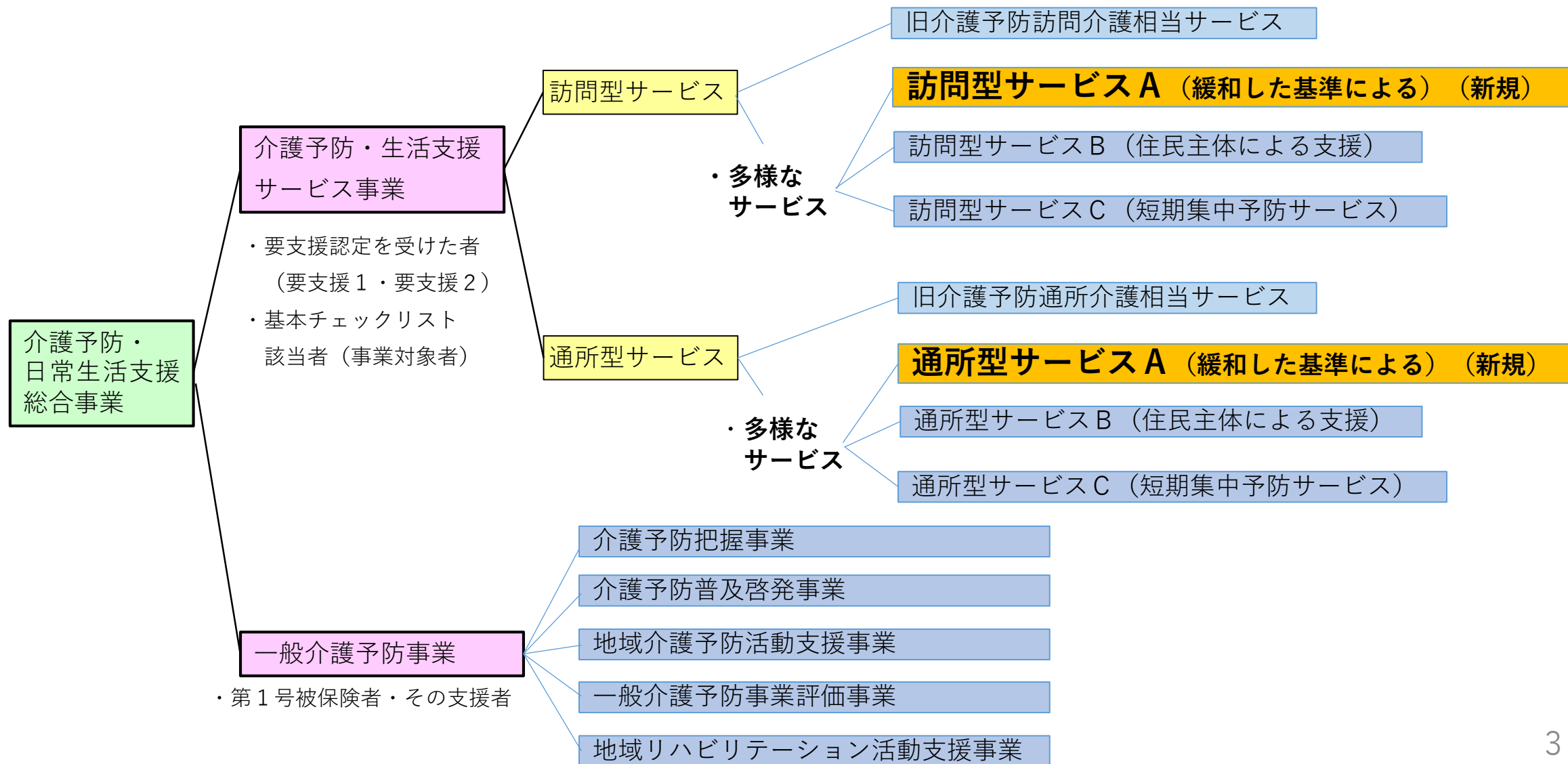
- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

第7期介護保険事業計画（現在）での介護予防・日常生活支援総合事業



第8期介護保険事業計画（令和3年度以降）の介護予防・日常生活支援総合事業（案）



訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）について（案）

旧介護予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）との比較

サービス区分	旧介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）
サービス内容	訪問介護員による身体介護，生活援助	生活援助（身体介護は含まない） ＊訪問介護に規定される範囲内の生活援助
サービス単価	【事業対象者・要支援1・要支援2】 ●週1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 ・月4回まで：1回につき 267単位 ・月5回以上：1月につき 1,172単位 ●週2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 ・月（5回から）8回まで：1回につき 271単位 ・月9回以上：1月につき 2,342単位 【要支援2】 ●週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた場合 ・月（9回から）12回まで：1回につき 286単位 ・月13回以上：1月につき 3,715単位 ※1単位 = 10.42円 ※・旧介護予防訪問介護と同様の加算・減算	【事業対象者・要支援1・要支援2】 ●週1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 ・月4回まで：1回につき 213単位 ●週2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 ・月9回まで：1回につき 216単位 【要支援2】 ●週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた場合 ・月14回まで：1回につき 228単位 ※1単位 = 10.42円 ※単価：旧介護予防訪問介護相当サービスの8割で設定
利用者負担	1割から3割（介護保険の利用者負担割合）	
区分支給限度額	あり	
請求・支払方法	三重県国民健康保険団体連合会経由で請求・支払	
サービス提供者	訪問介護員	訪問介護員・一定の研修修了者
指定基準	・旧介護予防訪問介護に準じた基準	（緩和された点） ・従事者の人員を必要数とする。従事者の資格に一定の研修修了者も可。 ・提供責任者を従事者のうち必要数とする。

通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）について（案）

旧介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）との比較

	旧介護予防通所介護相当サービス	通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）
対象者	事業対象者，要支援 1・要支援 2 の者	
	心身の状態が不安定等，特に専門職による介助や関わりが必要な者等	状態が安定しており，常時の専門職による介助や見守りを必要としていない。
サービス内容	旧介護予防通所介護と同様のサービス 既存の通所介護事業所による食事・入浴等の基本的なサービスや個別機能訓練 ・送迎あり	利用者のニーズや状態に合わせてサービス内容を絞って提供する。（食事や入浴の提供はなし） ・身体機能の維持向上のための専門的な運動等を中心に短時間の実施 ・交流活動を中心（身体機能の維持向上のための運動等は行わない） ・送迎あり ・サービス提供時間：2 時間以上
サービス単価	【事業対象者・要支援 1】 ・月 4 回まで… 1 回につき 380 単位 ・月 5 回以上… 1 月につき 1,655 単位 【要支援 2】 ・月（5 回から）8 回まで… 1 回につき 391 単位 ・月 9 回以上… 1 月につき 3,393 単位 ※ 1 単位 = 10.27 円 ※実績に合わせた回数制または月額包括報酬 ※旧介護予防通所介護と同様の加算・減算あり	【事業対象者・要支援 1】 ・ 1 回につき 237 単位 【要支援 2】 ・ 1 回につき 243 単位 ※ 1 単位 = 10.27 円 ※旧介護予防通所介護相当サービスの送迎を除く単位の約 1/2 に送迎代相当額（94 単位）を加えたもの ※実績に合わせた回数制とし月額包括報酬はなし（ただし，月の利用回数の上限を設定） ※加算・減算なし
利用者負担	1 割から 3 割（介護保険の利用者負担割合）	
区分支給限度額	あり	
請求・支払方法	三重県国民健康保険団体連合会経由で請求・支払	
指定基準	旧介護予防通所介護に準じた基準	（緩和された点） ・生活相談員，機能訓練指導員，看護職員の配置は必須としない。（運動中心内容で行う場合は，必須。ただし指導員の要件は，経験のある介護職員も可能） ・サービス提供するために必要な場所の広さと，消火設備その他非常災害時に必要な設備，その他必要な備品。